

## 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の 水域類型の指定の見直し（案）について

高度経済成長に伴う水質汚濁に対応するため、昭和45年に水質汚濁に係るBOD・COD等の環境基準が設定され、同年から昭和51年にかけて、県内の河川・海域に環境基準の水域類型の指定が行われた。

以降、水質の常時監視を続けるとともに、各種の排水対策を積極的に推進しているところであるが、平成23年度のBOD・COD等の環境基準の達成状況は、河川が63%、海域が43%であり、今後とも家庭や事業場からの排水対策が重要な課題となっている。

一方で、環境基準を満たしている河川においては、指定された類型より上位の基準を満たしている場合も見受けられることから、水質の改善状況を反映した類型指定の見直しを実施する。

### 1. 環境基準について

#### (1) 類型とは

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。前者については全公共用水域一律に定められているが、後者については各公共用水域ごとに利水目的に応じた類型を指定することにより基準が適用される。

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L以上	—

#### (2) 達成期間とは

類型指定する際は、目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定する。

達成期間		設定条件
イ	直ちに達成。	通常。
ロ	5年以内で可及的速やかに達成。	著しい水質汚濁が生じている水域。
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成。	極めて著しい水質汚濁が生じており、5年以内の達成が困難な水域。暫定的な改善目標値（暫定目標*）を適宜設定する。

※ 現在、4河川（詰田川、御坊川、杣場川、摺鉢谷川）に設定されている。

(3) 類型指定について

環境基本法第 16 条第 2 項の規定により、類型指定は 2 以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が行う。

香川県の場合、備讃瀬戸、燧灘東部は環境大臣が指定し、東讃海域、県内全河川は香川県知事が指定する。

## 2. 見直しの考え方

(1) 類型の見直し

国における見直しにあたっての考え方は下記のとおりとされている。

平成 10 年 2 月 17 日環水管第 52 号・環水規第 40 号

- ① 現状及び将来の河川の利用目的と整合していない河川について適切な利用目的に応じた類型に見直しを行う。
- ② 現状の水質が上位類型を達成している河川について水質維持の考え方により見直しを行う。（「水域類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」との観点からの見直し）

②に従って、見直しを検討する水域について、次の見解が示されている。

平成 19 年 9 月 5 日中央環境審議会陸域環境基準専門委員会 資料 5 から作成

- 1) 見直しを検討する水域  
上位類型の基準を満足している水域
- 2) 見直しの考え方  
上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする。
  - ①原則として 5 年間以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。
  - ②原則として 10 年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。
  - ③水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。

〔これまで、類型の見直しは海域・河川共に行っていない。〕

(2) 達成期間の見直し

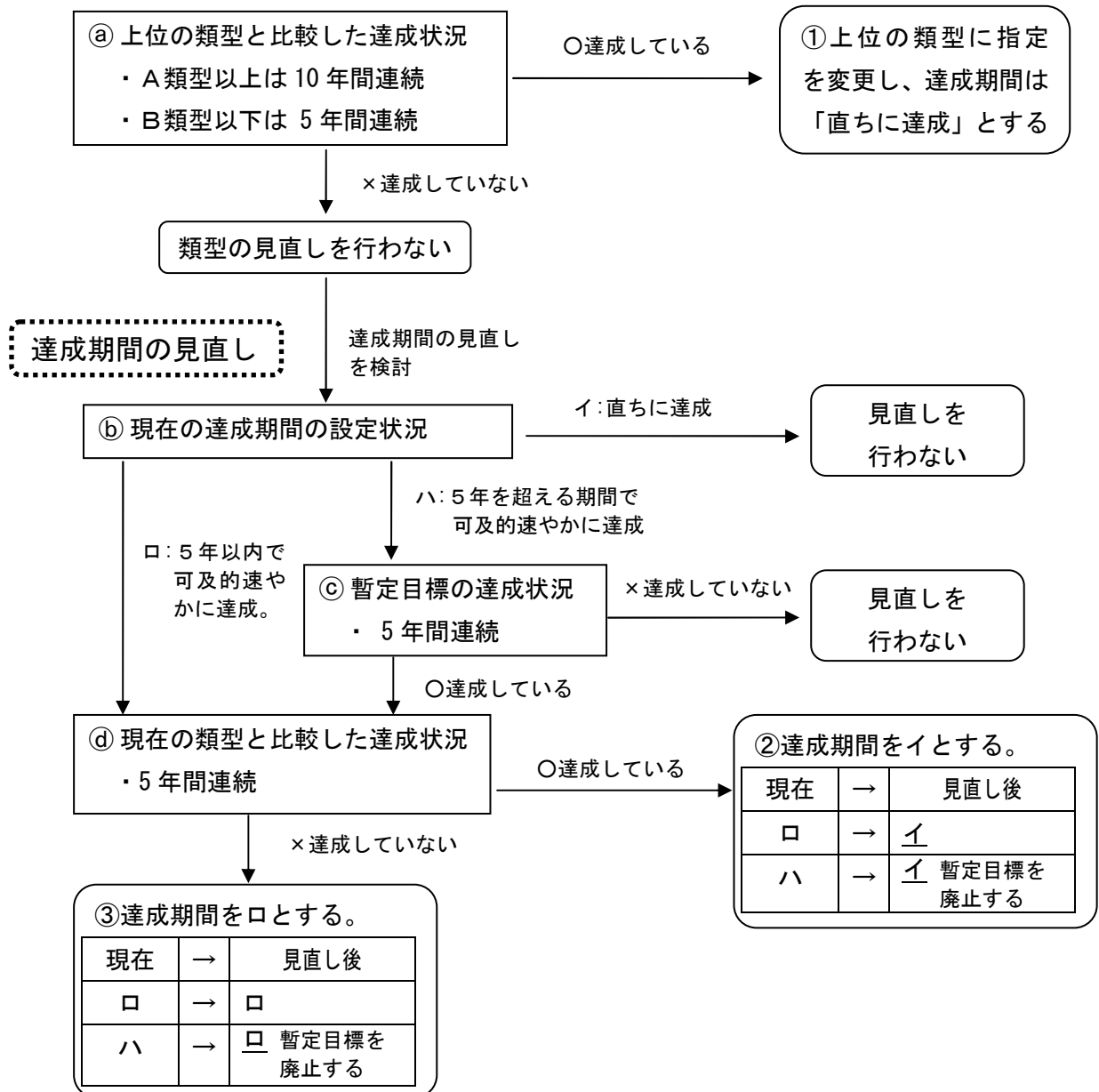
水域類型に係る環境基準の達成期間は適宜見直すこととされている（環境庁告示第 59 号）が、見直しの頻度については特に示されていない。

暫定目標を定め、達成期間にハが設定されている水域のうち、暫定目標を達成できる水域がある場合には、極めて著しい水質汚濁が生じている水域とはいえないため、達成期間をイ又はロに変更を検討する必要がある。達成期間がロに設定されている水域のうち、例えば、過去 5 年間達成しているなど、直ちに達成できる水域については、達成期間をイに見直すことを検討する。

〔達成期間は、平成 15 年に環境省が備讃瀬戸(ロ)、備讃瀬戸(ハ)の全窒素・全リンに関して見直し、続いて平成 16 年に県が東讃海域の全窒素・全リンに関して見直しを行っている。一方、河川の見直しは行っていない。〕

### 3. 本県における類型指定見直しの基本的な考え方

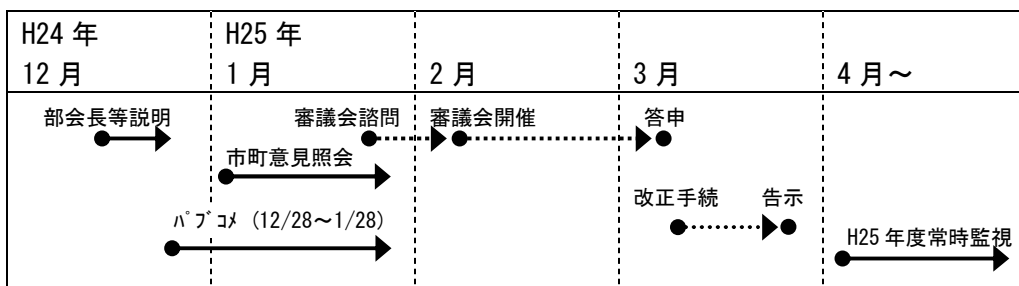
#### 類型の見直し



(注) 達成の判断は全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数) の 75%水質値と基準値の比較で行う。

75%水質値 : 年間の日間平均値の全データを水質のよいものから順に並べ 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。

### 4. 類型指定見直しまでのスケジュール



環境基準 あてはめ水域名	現在の類型			類型の見直し ①上位類型	達成期間の見直し			見直し案			
	類型	達成 期間	暫定 目標		②検討の必要性	③暫定目標	④現行類型	類型	達成 期間	暫定 目標	
東讃	馬宿川	A	イ		×	×			A	イ	
	湊川	A	イ		×	×			A	イ	
	与田川	A	イ		×	×			A	イ	
	番屋川	C	イ		×	×			C	イ	
	津田川	A	ロ		×	○		×	A	ロ	
	弁天川	C	イ		×	×			C	イ	
	鵬部川	A	ロ		×	○		×	A	ロ	
高松	牟礼川	B	ロ		×	○		×	B	ロ	
	春日川	B	ロ		×	○		×	B	ロ	
	新川	B	ロ		×	○		×	B	ロ	
	相引川	D	ロ		×	○		×	D	ロ	
	詰田川	E	ハ	20	○				D	イ	
	御坊川	E	ハ	80	×	○		○	E	ロ	
	杣場川	E	ハ	60	×	○		○	E	イ	
	摺鉢谷川	E	ハ	20	○				D	イ	
	香東川上流	A	イ		×	×			A	イ	
	香東川下流	B	イ		×	×			B	イ	
	本津川上流	A	イ		×	×			A	イ	
	本津川下流	B	イ		×	×			B	イ	
	中讃	青海川	A	イ		×	×			A	イ
綾川		A	イ		×	×			A	イ	
大束川上流		B	ロ		×	○		×	B	ロ	
大束川下流		C	ロ		×	○		○	C	イ	
土器川		A	イ		×	×			A	イ	
西汐入川		E	イ		○				D	イ	
金倉川		A	イ		×	×			A	イ	
桜川		B	ロ		×	○		×	B	ロ	
弘田川		A	イ		×	×			A	イ	
西讃	高瀬川	B	ロ		×	○		×	B	ロ	
	財田川上流	A	イ		×	×			A	イ	
	財田川下流	B	イ		×	×			B	イ	
	一の谷川	D	ロ		×	○		○	D	イ	
	柞田川	B	ロ		×	○		×	B	ロ	
小豆	伝法川	B	イ		×	×			B	イ	
	安田大川	B	イ		×	×			B	イ	

(注) 暫定目標の数字はBOD値で、単位はmg/Lである。

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（案）  
新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定				別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定					
水域区分		該当 類型	達成 期間	暫定 目標 BOD (mg/L)	水域区分		該当 類型	達成 期間	暫定 目標 BOD (mg/L)
河川	詰田川（ <u>木太大橋</u> より上流）※	<u>D</u>	<u>イ</u>	/	河川	詰田川（ <u>潮止水門</u> より上流）※	<u>E</u>	<u>ハ</u>	<u>20</u>
	御坊川（全域）※	E	ロ	/		御坊川（全域）※	E	ハ	<u>80</u>
	杣場川（全域）※	E	イ	/		杣場川（全域）※	E	ハ	<u>60</u>
	摺鉢谷川（全域）※	<u>D</u>	<u>イ</u>	/		摺鉢谷川（全域）※	<u>E</u>	ハ	<u>20</u>
	大東川下流（ <u>富士見橋</u> より下流）	C	<u>イ</u>	/		大東川下流（ <u>宇多津町取水口</u> より下流）	C	ロ	/
	西汐入川（全域）	<u>D</u>	イ	/		西汐入川（全域）	<u>E</u>	イ	/
	一の谷川（全域）	D	<u>イ</u>	/		一の谷川（全域）	D	ロ	/

※ 詰田川、御坊川、杣場川及び摺鉢谷川は閣議決定で類型指定されているため、実際の告示と様式は異なる。

見直し案による河川の類型指定の変更状況

類型	達成 期間	あてはめ水域数		増減	類型	達成 期間	あてはめ水域数		増減
		現行	改定後				現行	改定後	
AA	イ	0	0	0	C	イ	2	3	1
	ロ	0	0	0		ロ	1	0	▲1
	ハ	0	0	0		ハ	0	0	0
	AA計	0	0	0		C計	3	3	0
A	イ	11	11	0	D	イ	0	4	4
	ロ	2	2	0		ロ	2	1	▲1
	ハ	0	0	0		ハ	0	0	0
	A計	13	13	0		D計	2	5	3
B	イ	5	5	0	E	イ	1	1	0
	ロ	7	7	0		ロ	0	1	1
	ハ	0	0	0		ハ	4	0	▲4
	B計	12	12	0		E計	5	2	▲3

瀬戸内海沿岸 10 府県における河川の類型指定の見直し状況

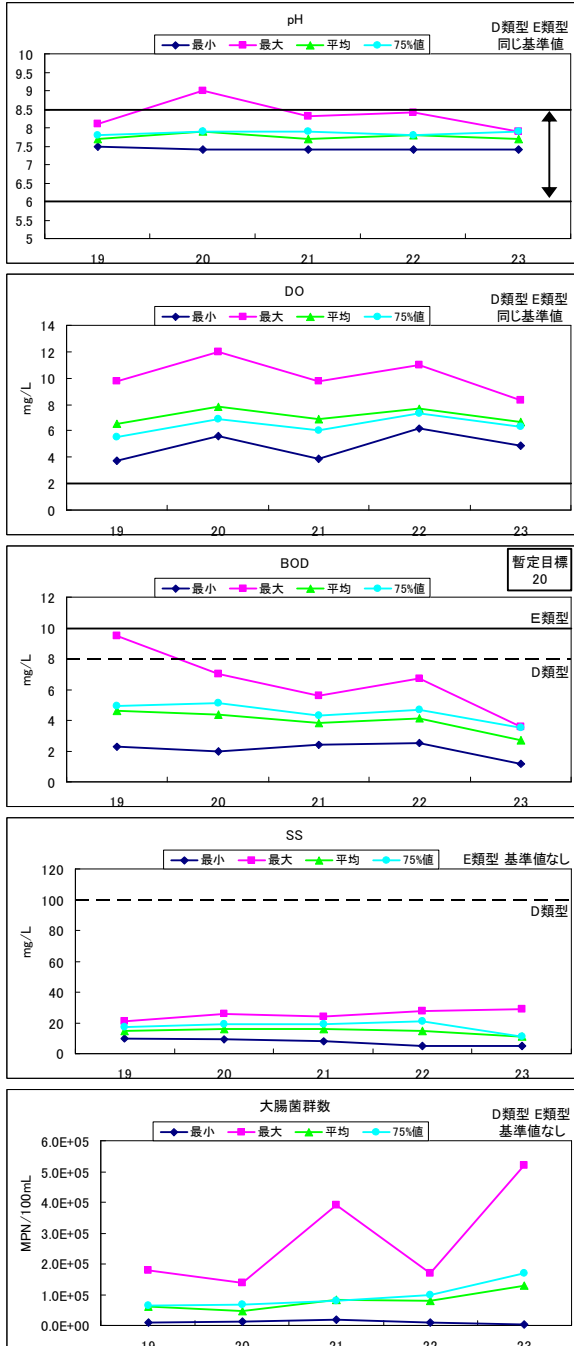
見直しを行っている	見直しを行っていない
大阪	兵庫
和歌山	愛媛
岡山	/
広島	
山口	
徳島	
福岡	
大分	

# 見直し検討水域別の水質測定結果

## 1. 詰田川

詰田川は、高松市元山町に源を發し、途中宮川を合わせ、瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長4,670m、流域面積31.6km<sup>2</sup>の二級河川である。昭和45年にE類型に指定した。

### ○詰田川の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.5	8.1	7.7	7.8	0/12
20	7.4	9	7.9	7.9	2/12
21	7.4	8.3	7.7	7.9	0/12
22	7.4	8.4	7.8	7.8	0/12
23	7.4	7.9	7.7	7.9	0/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	3.7	9.8	6.5	5.5	0/12
20	5.6	12	7.8	6.9	0/12
21	3.9	9.8	6.9	6.0	0/12
22	6.2	11	7.7	7.3	0/12
23	4.9	8.3	6.7	6.3	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2.3	9.5	4.6	4.9	0/12
20	2.0	7.0	4.4	5.1	0/12
21	2.4	5.6	3.8	4.3	0/12
22	2.5	6.7	4.1	4.7	0/12
23	1.2	3.6	2.7	3.5	0/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	10	21	15	17	/12
20	9	26	16	19	/12
21	8	24	16	19	/12
22	5	28	15	21	/12
23	5	29	11	11	/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	9.5E+03	1.8E+05	6.2E+04	6.4E+04	/12
20	1.3E+04	1.4E+05	4.7E+04	6.7E+04	/12
21	1.8E+04	3.9E+05	8.4E+04	8.0E+04	/12
22	8.2E+03	1.7E+05	7.9E+04	9.7E+04	/12
23	2.3E+03	5.2E+05	1.3E+05	1.7E+05	/12

### ○BOD

暫定目標、現在のE類型及び上位のD類型の環境基準を連続して達成している。

### ○その他4項目 (pH, DO, SS, 大腸菌群数)

現在のE類型及び上位のD類型の環境基準を連続して達成している。

### ○見直し案

現在E類型であるが、現在の水質を反映して1つ上位のD類型に見直しを行う。

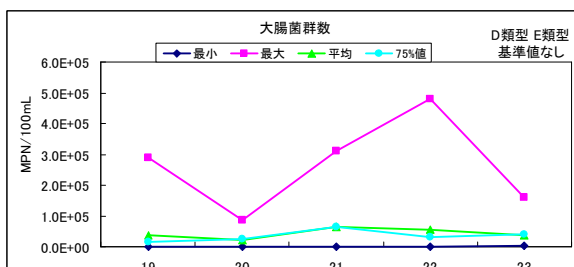
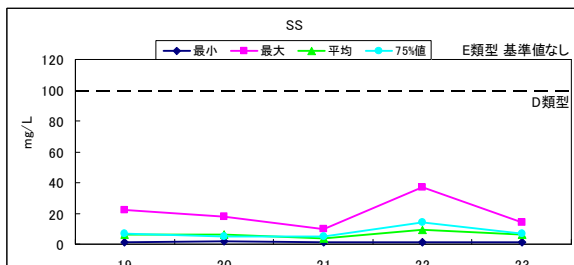
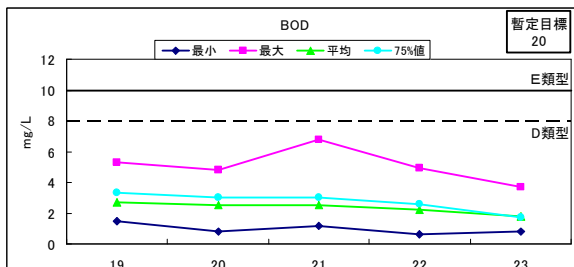
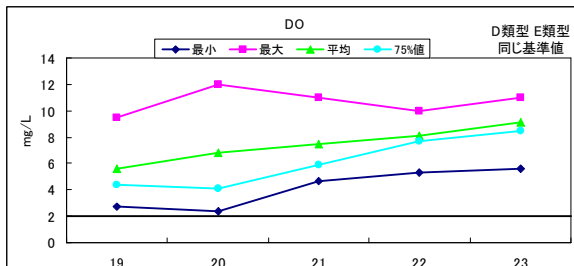
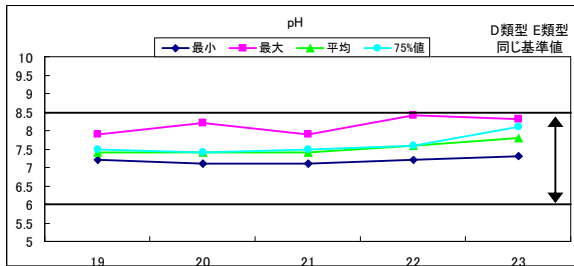
達成期間は、「イ：直ちに達成」とする。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
E	ハ	D	イ

## 2. 摺鉢谷川

摺鉢谷川は、高松市宮脇町に源を發し、高松市で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長 2,290m、流域面積 3.5km<sup>2</sup> の二級河川である。昭和 45 年に E 類型に指定した。

### ○摺鉢谷川の水質の状況



年度	pH				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	7.2	7.9	7.4	7.5	0/12
20	7.1	8.2	7.4	7.4	0/12
21	7.1	7.9	7.4	7.5	0/12
22	7.2	8.4	7.6	7.6	0/12
23	7.3	8.3	7.8	8.1	0/12

年度	DO (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	2.7	9.5	5.6	4.4	0/12
20	2.4	12	6.8	4.1	0/12
21	4.7	11	7.5	5.9	0/12
22	5.3	10	8.1	7.7	0/12
23	5.6	11	9.1	8.5	0/12

年度	BOD (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	1.5	5.3	2.7	3.3	0/12
20	0.8	4.8	2.5	3.0	0/12
21	1.2	6.8	2.5	3.0	0/12
22	0.6	4.9	2.2	2.6	0/12
23	0.8	3.7	1.8	1.7	0/12

年度	SS (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	1	22	6	7	/12
20	2	18	6	5	/12
21	<1	10	4	5	/12
22	1	37	9	14	/12
23	1	14	6	7	/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	3.3E+02	2.9E+05	3.6E+04	1.5E+04	/12
20	4.4E+02	8.7E+04	2.2E+04	2.5E+04	/12
21	2.0E+02	3.1E+05	6.4E+04	6.4E+04	/12
22	1.5E+03	4.8E+05	5.5E+04	3.0E+04	/12
23	1.6E+03	1.6E+05	3.7E+04	4.1E+04	/12

### ○BOD

暫定目標、現在の E 類型及び上位の D 類型の環境基準を連続して達成している。

### ○その他 4 項目 (pH, DO, SS, 大腸菌群数)

現在の E 類型及び上位の D 類型の環境基準を連続して達成している。

### ○見直し案

現在 E 類型であるが、現在の水質を反映して1つ上位の D 類型に見直しを行う。

達成期間は、「イ：直ちに達成」とする。

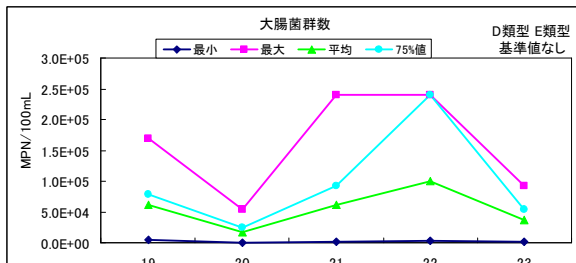
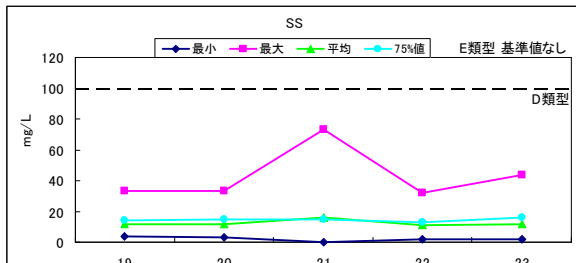
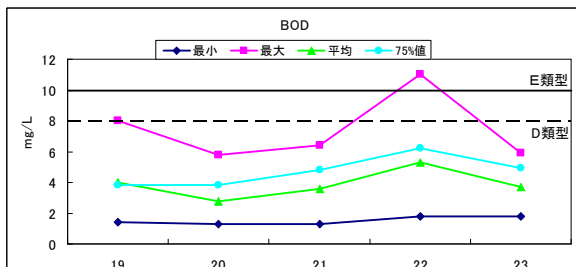
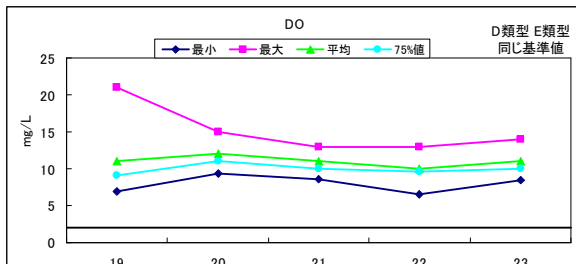
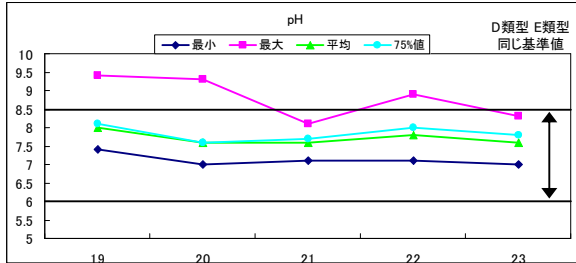
現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
E	ハ	D	イ



### 3. 西汐入川

西汐入川は、丸亀市金倉町に源を発し、丸亀市で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長 4,590m、流域面積 13.8km<sup>2</sup> の二級河川である。昭和 46 年に E 類型に指定した。

#### ○西汐入川の水質の状況



年度	pH				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	7.4	9.4	8.0	8.1	2/12
20	7.0	9.3	7.6	7.6	1/12
21	7.1	8.1	7.6	7.7	0/12
22	7.1	8.9	7.8	8.0	1/12
23	7.0	8.3	7.6	7.8	0/12

年度	DO (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	6.9	21	11	9.1	0/12
20	9.4	15	12	11	0/12
21	8.6	13	11	10	0/12
22	6.5	13	10	9.6	0/12
23	8.5	14	11	10	0/12

年度	BOD (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	1.4	8.0	4.0	3.8	0/12
20	1.3	5.8	2.8	3.8	0/12
21	1.3	6.4	3.6	4.8	0/12
22	1.8	11	5.3	6.2	1/12
23	1.8	5.9	3.7	4.9	0/12

年度	SS (mg/L)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	4	33	12	14	/12
20	3	33	12	15	/12
21	<1	73	16	15	/12
22	2	32	11	13	/12
23	2	44	12	16	/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				m/n
	最小	最大	平均	75%値	
19	4.9E+03	1.7E+05	6.1E+04	7.9E+04	/12
20	6.8E+02	5.4E+04	1.7E+04	2.4E+04	/12
21	1.3E+03	2.4E+05	6.2E+04	9.2E+04	/12
22	3.5E+03	2.4E+05	1.0E+05	2.4E+05	/12
23	1.7E+03	9.2E+04	3.7E+04	5.4E+04	/12

○全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数)  
現在の E 類型及び上位の D 類型の環境基準を連続して達成している。

#### ○見直し案

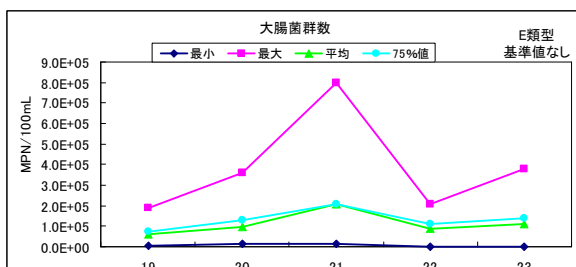
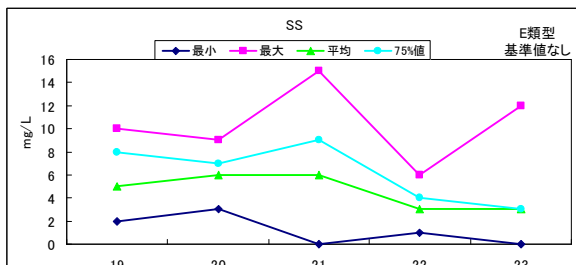
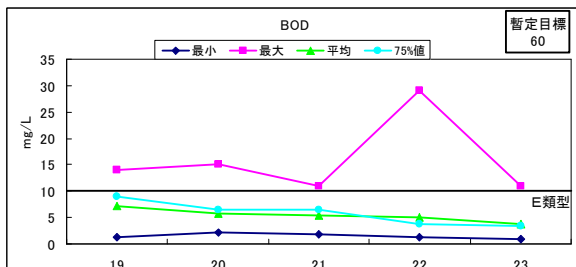
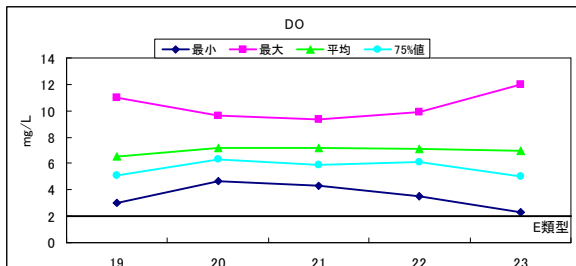
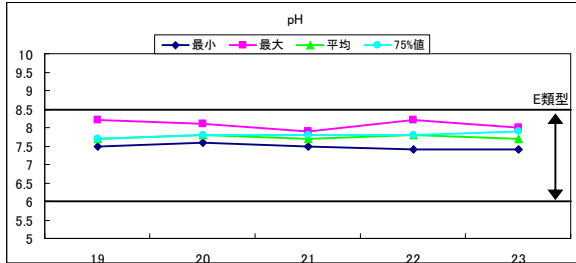
現在 E 類型であるが、現在の水質を反映して1つ上位の D 類型に見直しを行う。  
達成期間は、「イ：直ちに達成」とする。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
E	イ	D	イ

#### 4. 柚場川

柚場川は、高松市西春日町に源を發し、高松市で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長 5,570m の普通河川である。昭和 45 年に E 類型に指定した。

##### ○柚場川の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.5	8.2	7.7	7.7	0/12
20	7.6	8.1	7.8	7.8	0/12
21	7.5	7.9	7.7	7.8	0/11
22	7.4	8.2	7.8	7.8	0/12
23	7.4	8	7.7	7.9	0/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	3.0	11	6.5	5.1	0/12
20	4.7	9.6	7.2	6.3	0/12
21	4.3	9.3	7.2	5.9	0/11
22	3.5	9.9	7.1	6.1	0/12
23	2.3	12	7.0	5.0	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	1.3	14	7.1	8.9	2/12
20	2.2	15	5.8	6.4	1/12
21	1.8	11	5.4	6.5	1/11
22	1.2	29	5.1	3.8	1/12
23	0.9	11	3.7	3.4	1/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2	10	5	8	/12
20	3	9	6	7	/12
21	<1	15	6	9	/11
22	1	6	3	4	/12
23	<1	12	3	3	/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	6.7E+03	1.9E+05	6.2E+04	7.5E+04	/12
20	1.6E+04	3.6E+05	9.9E+04	1.3E+05	/12
21	1.4E+04	8.0E+05	2.1E+05	2.1E+05	/11
22	2.2E+03	2.1E+05	8.7E+04	1.1E+05	/12
23	1.1E+03	3.8E+05	1.1E+05	1.4E+05	/12

##### ○BOD

暫定目標及び現在の E 類型の環境基準を連続して達成している。

##### ○その他 4 項目 (pH, DO, SS, 大腸菌群数)

現在の E 類型の環境基準を連続して達成している。

##### ○見直し案

類型は据え置きとし、達成期間のみ「イ：直ちに達成」に変更する。

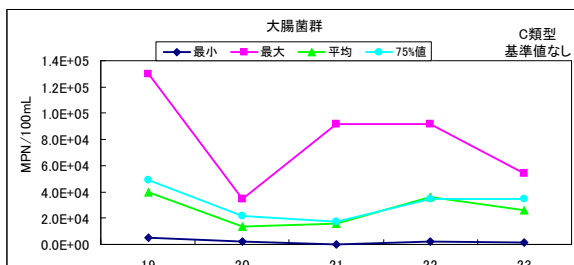
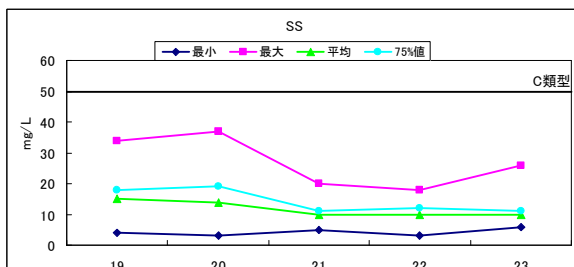
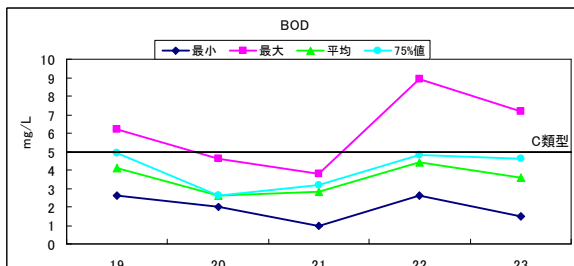
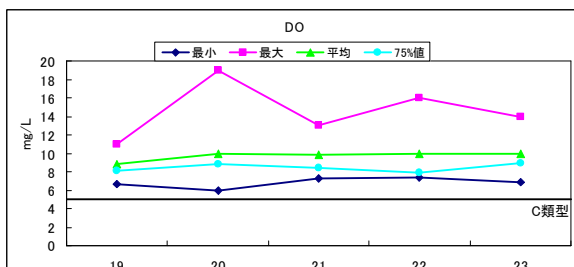
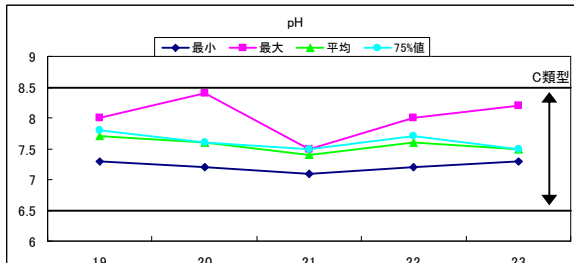
現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
E	ハ	E	イ

## 5. 大東川下流

大東川は、丸亀市綾歌町と仲多度郡まんのう町の境界に位置する山地に源を発し、丸亀市飯山町、坂出市において支川を束ね、綾歌郡宇多津町で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長17,201m、流域面積58.6km<sup>2</sup>の二級河川である。

昭和46年に宇多津町取水口（富士見橋）より上流をB類型、同地点より下流をC類型に指定した。

### ○大東川下流の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.3	8.0	7.7	7.8	0/12
20	7.2	8.4	7.6	7.6	0/12
21	7.1	7.5	7.4	7.5	0/12
22	7.2	8.0	7.6	7.7	0/12
23	7.3	8.2	7.5	7.5	0/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	6.7	11	8.8	8.1	0/12
20	6.0	19	10	8.8	0/12
21	7.3	13	9.8	8.4	0/12
22	7.4	16	10	7.9	0/12
23	6.9	14	10	8.9	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2.6	6.2	4.1	4.9	2/12
20	2.0	4.6	2.6	2.6	0/12
21	1.0	3.8	2.8	3.2	0/12
22	2.6	8.9	4.4	4.8	3/12
23	1.5	7.2	3.6	4.6	2/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	4	34	15	18	0/12
20	3	37	14	19	0/12
21	5	20	10	11	0/12
22	3	18	10	12	0/12
23	6	26	10	11	0/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	4.9E+03	1.3E+05	4.0E+04	4.9E+04	/12
20	2.4E+03	3.5E+04	1.4E+04	2.2E+04	/12
21	1.1E+02	9.2E+04	1.6E+04	1.7E+04	/12
22	2.3E+03	9.2E+04	3.6E+04	3.5E+04	/12
23	1.7E+03	5.4E+04	2.6E+04	3.5E+04	/12

○全項目（pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数）  
現在のC類型の環境基準を連続して達成している。

### ○見直し案

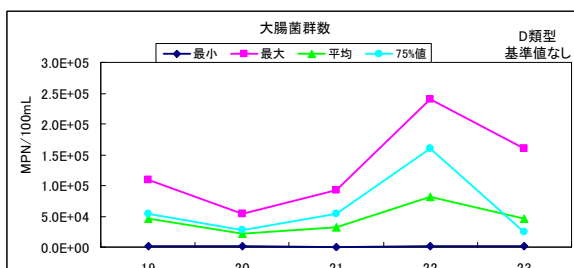
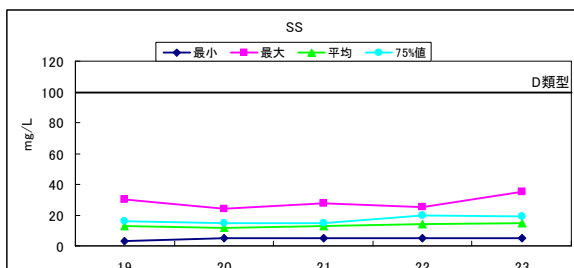
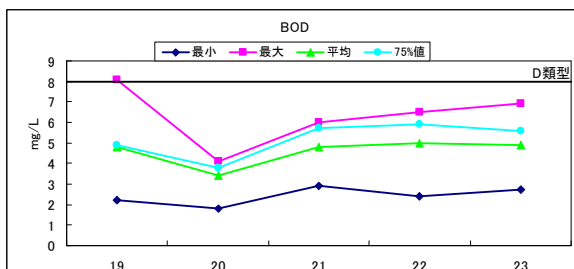
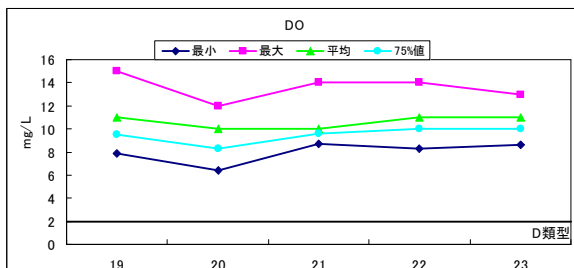
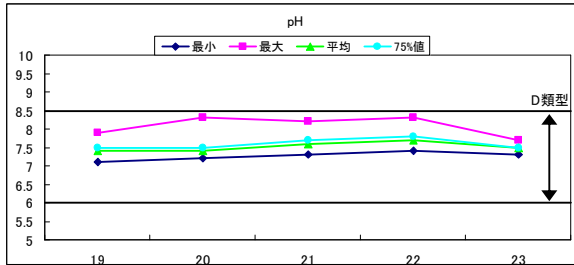
類型は据え置きとし、達成期間のみ「イ：直ちに達成」に変更する。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
C	ロ	C	イ

## 6. 一の谷川

一の谷川は、観音寺市中田井町に源を発し、途中、藤の木川、加儀田川等を合わせ、観音寺市で瀬戸内海に注ぐ幹線流路延長 7,122m、流域面積 20.7km<sup>2</sup>の二級河川である。昭和 50 年に D 類型に指定した。

### ○一の谷川の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.1	7.9	7.4	7.5	0/12
20	7.2	8.3	7.4	7.5	0/12
21	7.3	8.2	7.6	7.7	0/12
22	7.4	8.3	7.7	7.8	0/12
23	7.3	7.7	7.5	7.5	0/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.9	15	11	9.5	0/12
20	6.4	12	10	8.3	0/12
21	8.7	14	10	9.6	0/12
22	8.3	14	11	10	0/12
23	8.6	13	11	10	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2.2	8.1	4.8	4.9	1/12
20	1.8	4.1	3.4	3.8	0/12
21	2.9	6.0	4.8	5.7	0/12
22	2.4	6.5	5	5.9	0/12
23	2.7	6.9	4.9	5.6	0/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	3	30	13	16	0/12
20	5	24	12	15	0/12
21	5	28	13	15	0/12
22	5	25	14	20	0/12
23	5	35	15	19	0/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	9.2E+02	1.1E+05	4.6E+04	5.4E+04	/12
20	9.2E+02	5.4E+04	2.2E+04	2.8E+04	/12
21	4.7E+01	9.2E+04	3.3E+04	5.4E+04	/12
22	1.7E+03	2.4E+05	8.1E+04	1.6E+05	/12
23	1.4E+03	1.6E+05	4.6E+04	2.4E+04	/12

○全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数)  
現在の D 類型の環境基準を連続して達成している。

### ○見直し案

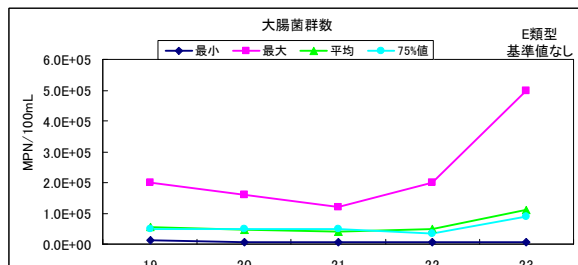
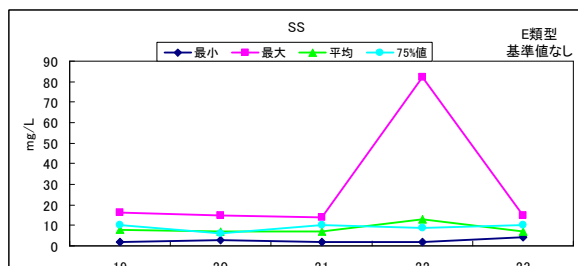
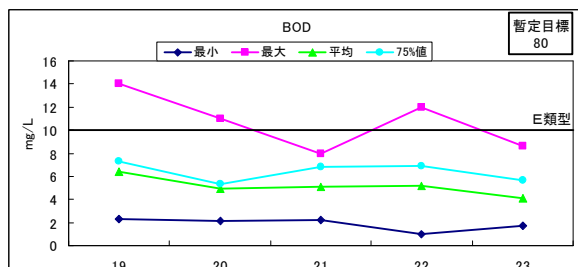
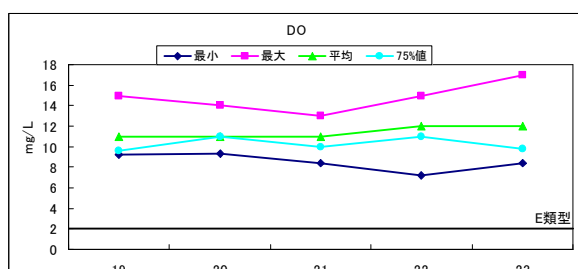
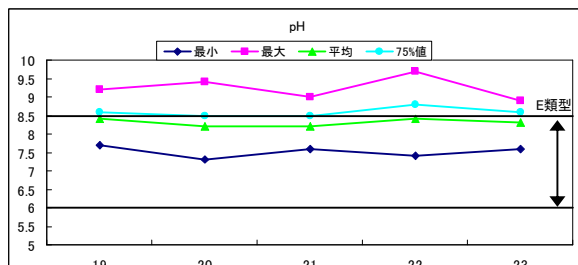
類型は据え置きとし、達成期間のみ「イ：直ちに達成」に変更する。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
D	口	D	イ

## 7. 御坊川

御坊川は、高松市一宮町に源を発し、途中古川を合わせ、河口付近で詰田川に合流する、幹線流路延長 9,500m、流域面積 18.0km<sup>2</sup>の二級河川である。昭和 45 年に E 類型に指定した。

### ○御坊川の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	7.7	9.2	8.4	8.6	4/12
20	7.3	9.4	8.2	8.5	3/12
21	7.6	9.0	8.2	8.5	3/12
22	7.4	9.7	8.4	8.8	4/12
23	7.6	8.9	8.3	8.6	4/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	9.2	15	11	9.6	0/12
20	9.3	14	11	11	0/12
21	8.4	13	11	10	0/12
22	7.2	15	12	11	0/12
23	8.4	17	12	9.8	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2.3	14	6.4	7.3	1/12
20	2.1	11	4.9	5.3	1/12
21	2.2	8.0	5.1	6.8	0/12
22	1.0	12	5.2	6.9	1/12
23	1.7	8.6	4.1	5.7	0/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	2	16	8	10	/12
20	3	15	7	6	/12
21	2	14	7	10	/12
22	2	82	13	9	/12
23	4	15	7	10	/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
19	1.2E+04	2.0E+05	5.5E+04	4.9E+04	/12
20	7.5E+03	1.6E+05	4.5E+04	4.9E+04	/12
21	4.9E+03	1.2E+05	4.0E+04	4.9E+04	/12
22	5.8E+03	2.0E+05	5.0E+04	3.4E+04	/12
23	5.2E+03	5.0E+05	1.1E+05	9.0E+04	/12

### ○BOD

暫定目標及び現在の E 類型の環境基準を連続して達成している。

### ○その他 4 項目 (pH, DO, SS, 大腸菌群数)

pH は未達成年度がみられる。

DO, SS, 大腸菌群数については現在の E 類型の環境基準を連続して達成している。

### ○見直し案

類型は据え置きとし、達成期間のみ「ロ：5年以内で可及的速やかに達成」に変更する。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
E	ハ	E	ロ

## 2. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和46年12月28日  
環境庁告示第59号

改正 昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・昭61環庁告1・平3環庁告78・平5環庁告16・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平12環庁告22・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平24環省告127

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。  
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

### 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

### 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

### 第4 環境基準の見直し

#### 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

#### 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c)（注 <sup>(6)</sup> ）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。		
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		



別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 ( p H )	生物化学的 酸素要求量 ( B O D )	浮 遊 物 質 量 ( S S )	溶存酸素量 ( D O )	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及びB以下の欄に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に 掲 げ る も の	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 21 に定 める方法	付表9に掲げる 方法	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

## 備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
  - 2 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水 産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水 産 3 級 : コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環 境 保 全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 ( p H )	化 学 的 酸素要求量 ( C O D )	浮 遊 物 質 量 ( S S )	溶 存 酸 素 量 ( D O )	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	——	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	——	
測 定 方 法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

備 考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全  
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環 境 保 全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
<p>1 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 ( p H )	化 学 的 酸素要求量 ( C O D )	溶存酸素量 ( D O )	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	——	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	——	——	
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 17 に定 める方法 (ただし、 B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	付表 12 に掲 げる方法	
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(mL)</p> <p>(b) : 蒸留水について行つた空試験値(mL)</p> <p>f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	